

5. 中間・事後評価基準の見直し

委員会からの指摘

○前回第10回プロジェクト評価委員会において、委員より評価手法の妥当性について以下の指摘があった。

- ・「研究目標からさらに加点する要素があれば『A判定』となるようなことを考えてもらいたい。」
- ・「中間評価と事後評価での評価基準の違いや、プロジェクトが優劣以外に尺度はないか。」
- ・「評価の基準をどこに置くかについてよく検討してもらいたい。」



中間・事後評価基準の見直し(案)

【中間と事後の評価基準の見直しについて】

○主な見直し内容として

- ・評価基準について曖昧な表現を避けた。
- ・プロジェクト成果について、「実装への導入(導入目処)」や「既存技術との比較」など具体的に確認出来る指標を設定した。

○「現行」と「改定案」の比較

・現行(中間・事後共通)

評価項目	評価基準
I. 目標達成度 ・当初の目標を達成することができたか。	a: 十分達成した。 b: 概ね達成した。 c: 達成しなかった。
II. プロジェクト計画 ・実施状況、経費、研究体制等の計画が適切であったか。	a: 適切であった。 b: 概ね適切であった。 c: 不適切であった。
III. プロジェクト成果	
(1) 技術革新性 ・学術的研究及び特許等に係る応用・改良等をもって、既存の技術に比べて相当程度の技術革新を推進することができたか。	a: 十分推進することができた。 b: 概ね推進することができた。 c: 不十分であった。
(2) 導入可能性 ・プロジェクトの成果が幅広く普及することにより、道路行政のみならず、国民生活、経済活動への波及効果が期待できる。	a: 十分期待できる。 b: 概ね期待できる。 c: 期待できない。

・改定案(中間)

評価項目	評価基準
I. 目標達成度 ・ <u>プロジェクト当初の計画</u> どおり進捗することができたか。	a: <u>計画を上回る進捗</u> であった。 b: <u>計画どおりの進捗</u> であった。 c: 計画まで進捗しなかった。
II. プロジェクト実施体制 ・ <u>会議の開催</u> 、研究費の使途、 <u>産学官による研究体制の確立</u> を適切に実施できたか。	a: 全て適切であった。 b: 一部適切ではなかった。 c: 全て不適切であった。
III. プロジェクト成果 ・中間成果は、既存の技術と比べて <u>技術革新の推進が見込まれるか</u> 。また <u>実装を見据えた研究</u> が取り組まれていたか。	a: 既存技術と比べて <u>技術革新の推進が見込まれており、なおかつ実装に向けての成果や課題抽出</u> があった。 b: 既存技術と比べて <u>技術革新の推進が見込まれている、あるいは実装に向けての成果や課題抽出</u> があった。 c: 既存技術と比べ技術革新の推進が見込めない、なおかつ実装に向けた進捗がなかった。

・改定案(事後)

評価項目	評価基準
I. 目標達成度 ・ <u>プロジェクト当初の研究目標</u> を達成することができたか。	a: <u>目標を上回る成果</u> であった。 b: <u>目標を達成した</u> 。 c: 目標を達成しなかった。
II. プロジェクト実施体制 ・ <u>会議の開催</u> 、研究費の使途、 <u>産学官による研究体制の確立</u> を適切に実施できたか。	a: 全て適切であった。 b: 一部適切ではなかった。 c: 全て不適切であった。
III. プロジェクト成果 ・最終的な研究成果は既存の技術と比べて <u>技術革新を推進</u> することができたか。また <u>実装に向けてプロジェクト成果の活用</u> がなされているか。	a: 既存技術と比べて <u>技術革新が推進されることが実証され、なおかつ実装へ導入済(もしくは導入の目処がある状況)</u> である。 b: 既存技術と比べて <u>技術革新が推進されることが実証され、あるいは実装へ導入済(もしくは導入の目処がある状況)</u> である。 c: 既存技術と比べ技術革新がされていない、なおかつ実装への導入が見込めない。

※ 「実装へ導入」とは、現場を含む実務への適用以外に、マニュアルや手引き書の作成・公表や、行政の業務上(事業効果把握や新規事業の必要性に係る根拠資料等に活用)に有効な成果なども含む。

※ 上記「a」、「b」、「c」は個別項目評価であり、公表される総合評価は個別項目評価により、すべて「a」評価であれば「A」評価、すべて「c」評価であれば「D」評価(研究打ち切り)とする。